

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/DR.2

Agenda item: AIと軍事 (AI and the military)

2025年8月5日

Sponsor: Brazil, Canada, Cambodia, Central African Republic, Egypt, Eritrea, France, Fiji, Jordan, Kenya, Lebanon, Mali, New Zealand, Mexico, Qatar, South Africa, South Korea, Sudan, Syria, Somalia, United Kingdom, United States, and Pakistan,

第80回国連総会第一委員会は、

G7広島サミットを想起し、

国際人道法を想起し、

完全自律型兵器をLAWSとして認識し、

AIに関して対策が整っていないことによってAIのリスクをより深刻にしていることを認識し、

全ての兵器の使用の根底には国際人道法の遵守が必要であることを認識し、

生成AIは企業等にとっての商業的価値にとどまらず医療面や生活面など多岐にわたって人類の生活の質を向上させるものであるが、同時に人権を侵害する恐れがあるなど無視できないリスクも同時に存在しており、それに対する対策が重要であることを認識し、

AIの規制に関して過度な規制はAI事業の発展を大きく遅延させてしまう恐れがある場合があることを憂慮を持って言及し、

生成AIの利用に関して、アクセスが平等でないことから利用できる国とそうでない国の間での格差を産んだり、既存の格差をより深刻化させてしまうことを認識し、

軍事AIは各国の安全保障において、大きな利益をもたらすことが考えられるが、誤作動によって、攻撃目標でない民間人などを巻き込んでしまうことがその利益を覆すほど大きなリスクでありこの問題を解決することは重要であること認識し、

AIは将来的にさらに大きなファクターになりうる可能性を認識し、

AIがフェイクニュースの発信やディープフェイクの問題を抱えてることを認識し、

AIが発信する情報に特定の人や人種、特定の事柄に対してバイアスを持ってしまう現状を憂慮し、

LAWSの危険性を憂慮し、

LAWSはどの場合においても非人道的な兵器であることを認識し、

AIに人格や法的主体性が存在しないことを認識し、

AIに責任を持たすことができないことを認識し、

AIの誤作動の問題は、AIではない人間に帰属することを強調し、

AIの誤作動に関する責任の所在は一意に定まるものではないことをここに強調し、

生成AIなどの民間人が利用することが想定されているAIに関して利用者のリテラシー教育に関するガイドラインを策定することは全加盟国が足並みをそろえてリテラシー教育をしていく上で重要であることを認識、

現在AIに関して国際的に話し合う場が十分に存在していないことを憂慮し、

国家間におけるAIの誤作動の問題に関してそれに対応する適当な国連機関を新しく創出することの重要性を認識し、

AIに関する誤作動が起こった際、再度同じような誤作動があってはいけないことを確認し、

AIに関して利用者の個人情報保護することは利用者のプライバシー権を保護する上でとても重要であることを強調し、

この会議によって策定が求められたガイドラインを参考にし全加盟国が対策に臨むことの重要性を強調し、

軍事用AIに関して、“意味のある人間の介入”の重要性を強調し、

1. 全加盟国に対し、公開前及び公開中のAIに関して自国内で人権侵害等のリスクに関して評価を行い、各AIの安全性を客観的に理解可能なものにすることを要請し；
2. AIが行う認識、意思決定、攻撃に人間が最終的に介入しないものを完全自律型兵器として強調し；
3. 致命的な損害を及ぼす可能性のある完全自律型兵器をLAWSとして定義すること強調し；
4. 全加盟国に対し、生成AIに関してプロバイダー企業の自主性を担保した上で干渉することを要請し；
5. 全加盟国に対し、生成AI及び軍事用AIの誤作動に関する責任は最終的には人間に帰属すべきだと強調し；
6. United Nations Artificial Intelligence Discussion (UNAID)の設立を実施するために必要な措置を講じ、その機関が効率的に用務を行えるよう適切な資源を配分するよう、国連事務総長に要請し；
7. 全加盟国および関係する国連機関に対し、UNAIDがその任務を遂行するにあたり、全面的に協力するよう要請し；
8. 国連事務総長に対し、以下の目的でUNAIDを設立することを要請し：
 - a. 国家間におけるAIの誤作動が起こった際、そのAIの利用国に説明責任を求め、最終的な責任所在及び責任の分担を定めAI事業の発展を阻害しない範囲で制裁を秤量すること、
 - b. 主文8枝文aの後、同じような誤作動を発生させないための対策を含んだ報告書をその利用国に提出し改善を求めること、
 - c. 国家間以外のAIに関する誤作動の問題に対する制裁について、その方向性を提示したガイドラインを作成すること、
 - d. 国家間で軍事用AIによる誤作動の問題が発生した場合のみ、当該AIの利用国に当該AIのデータに関して調査を行うこと、
 - e. 国家の発展のための倫理的な生成AIの活用方法の助言をすることを要請し、
 - f. AI活用の上でのリスク対策の提言をすることを要請し、
 - g. 国家間におけるAI誤作動による被害を保証するための国際基金を管理すること、
 - h. 主文8枝文gの基金に資金の拠出を余裕のある国に要請すること；
9. 全加盟国に対し、生成AIによる誤情報頒布の問題を解決するため以下のことを要請し：
 - a. それぞれの誤情報の頒布元にその情報を削除することを依頼すること、
 - b. それぞれの誤情報に使われた生成AIに関して、主文1などを行うことで改善を求めること；
10. UNESCOに対し、生成AIのリテラシー確保のための教育を行うためのガイドラインを作ることを要請し；
11. 全加盟国に対し、LAWSの保有数及び研究データを5~10年で段階的に停止することを要請し；
12. 全加盟国に対し、LAWSの利用を禁止すること要請し；
13. 全加盟国に対し、LAWSの輸出入の禁止を要請し；
14. 全加盟国に対し、AI利用者の個人情報を保護することを企業に呼びかけることを要請し；
15. 軍事用AIの人的リスクに対する懸念を表明し：
 - a. 民間人が軍事用AIを保持することの規制を要請し、
 - b. 軍事用AIの輸出入の規制を要請し；

16. 各国に対し、生成AIを使用する場合は「人間の意味ある関与」がある状態での使用するといった内容

を含めたガイドラインの策定を奨励する

17. 最先端AIモデルに対する独立した安全性評価機関の設立を支援し、加盟国がAIの安全性、信頼性、セキュリティを評価・検証する能力を強化することを推奨する